

全国税

青年部

2003年11月号

不利益遡及は青年に不利！

今年の賃下げ額は、専門官初任給では月額900円(0.5%)です。しかし、不利益遡及の計算においては、4月の俸給の1.07%で引かれるので、2,085円となります。12月の賞与では、約一万円を余計に返すこととなります。詳しくは裏面を見てください。

今年の冬のボーナスは？

今回は、皆さんが楽しみにしている、12月の一時金の特集をします。

10月10日給与法改正案が、可決されました。これにより、11月分の給与から賃下げが実施されます。

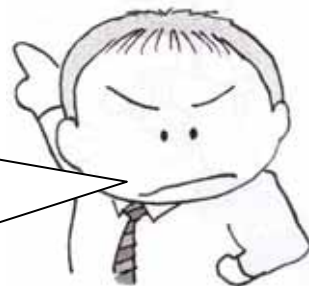
今年の冬の一時金は支給月数の減少、共済掛金の増加、不利益遡及の影響で、昨年より手取額が大幅に減ります。

専門官初任給(税務2-2)では、昨年に比べて約7万円、5年前と比べると約12万円も少なくなっています。(下の比較表参照)

金田青年部事務局長談話

私は、昨年の不利益訴訟の原告団をしていますが、昨年の不利益遡及が訴訟中にもかかわらず、今年も支給済みの給与を返さなければならないのは許せません。

こんなに少ないんじゃない生活できない。全国税とともに賃上げ運動をやっていこう！



昨年よりも
約7万円少ない！！

税務職2-2(専門官初任給の場合)

	支給月数	支給額	共済掛金	所得税	不利益遡及額	手取額	今年との差額
今年	2.15	417,000	40,276	28,803	16,683	331,238	———
昨年	2.40	467,760	2,190	34,869	29,700	401,001	69,763
5年前	2.50	491,500	2,457	39,123	———	449,920	118,682

注 調整手当等は含んでいません。

あなたのボーナスを計算してみよう！！

・支給額

(引下後の俸給月額) × 2.15ヶ月 = A

・不利益遡及額

(引下前の俸給月額) × 1.07% × 9.25ヶ月 = B

・共済掛金

(A - B) × 9.999% = C

・所得税

(A - B - C) × 8% = D

・手取額

A - B - C - D =

注1 4月~10月(7ヶ月)

+ 6月一時金(2.25ヶ月)

注2 短期掛金 1,000分の28.09
長期掛金 1,000分の71.9

注3 役職加算・調整手当等は加味していません。

不利益遡及は青年に被害集中

今年の不利益遡及の調整方式は、全職員一律に官民逆格差 1.07%をもとに調整額を算定することとされています。このため、引下げ率が小さい青年層は不利益遡及の被害が大きくなります。

1級でいえば、引下げ率が0.5%なのに「調整」は1.07%掛けるのですから、その差額0.57%が余分に削減されることになります。

税務2-2(専門官初任給)の場合で試算すると・・・

$$194,900 \text{円 (引下げ前の俸給月額)} \times 1.07\% = 2,085 \text{円 (調整額)}$$

$$2,085 \text{円} - 900 \text{円 (賃下げ額)} = 1,185 \text{円}$$

この、1,185円が4月に遡って青年層に余計に負担させるしわ寄せ額となります。賃下げ率の倍以上の「調整」がされる!のです。青年層には到底納得できるものではありません。

各級・号俸の被害額は下の表のとおりです。

青年被害額一覧表

級・号俸	賃下げ額	引下率 (%)	一ヶ月の調整額	一ヶ月の損失額	12月賞与で余分に返す額
1-3	800	0.5	1,680	880	8,140
1-4	800	0.5	1,758	958	8,861
1-5	800	0.5	1,837	1,037	9,592
1-6	900	0.5	1,916	1,016	9,398
2-2	900	0.5	2,085	1,185	10,961
2-3	1,100	0.5	2,165	1,065	9,851
2-4	1,300	0.6	2,240	940	8,695
2-5	1,600	0.7	2,302	702	6,493
3-2	1,600	0.7	2,370	770	7,122
3-3	1,800	0.8	2,448	648	5,994
3-4	2,100	0.9	2,528	428	3,959
3-5	2,400	1.0	2,605	205	1,896
3-6	2,500	1.0	2,683	183	1,692

各級の平均引下げ率

級	引下げ率
1	0.5%
2	0.7%
3	0.9%
4	1.1%
5	1.1%
6	1.1%
7	1.1%
8	1.1%
9	1.1%

注 ・調整手当、定期昇給等は加味していません。
 ・余分に返す金額は、1ヶ月の損失額に9.25ヶ月を掛けて計算しています。

署長の不利益を青年が穴埋め?

各級の平均引下げ率からわかるように、4級以上は引下げ率が、1.07%より大きいため、賃下げ額よりも調整額が少なくなります。つまり、賃下げ額より少ない金額しか返さなくて済みます。

平均の賃下げ率の1.07%で調整されるため、結果として、青年層は署長や統括官等の調整の足りない分を負担することになってしまいます。

人事院勧告資料によると、民間の初任給の84%は据え置きとなっています。しかし、青年層の賃金は引き下げられており、「民間準拠」になっていません。

また、人事院は若い級の改定率を抑えたと説明していますが、この「調整」でその効果さえ減殺してしまう結果となり、矛盾を深めています。

全国税青年部は、国公労連青年協議会(国家公務員のほとんどの職場が加盟する組織です)の仲間とともに、青年層の賃上げ運動をしています。